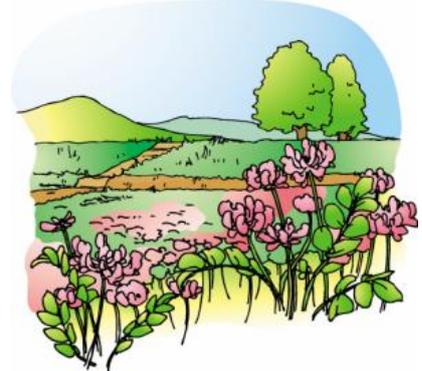


にしひら社会保険労務士事務所

事務所便り



連絡先：〒830-0033

福岡県久留米天神町1丁目1 米城ビルディング9階

電話/FAX：0942-55-4200

営業時間：9:00～18:00 定休日：土・日・祝

令和8年度の年金額・国民年金保険料および前納額が公表されました～厚生労働省

厚生労働省は1月23日、令和8年度の年金額、国民年金保険料および国民年金保険料前納額を公表しました。総務省公表の「令和7年平均全国消費者物価指数」に基づき、以下の通り改定されます。

◆令和8年度の年金額改定

令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）が1.9%、厚生年金（報酬比例部分）が2.0%の引上げとなります。

・国民年金：70,608円（+1,300円）

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、月額70,408円（対前年比+1,300円）となります。

・厚生年金：237,279円（+4,495円）

※ 平均的な収入で40年間就業した際の、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な給付水準です。

今回の改定では、物価変動率（3.2%）が名目手取り賃金変動率（2.1%）を上回ったため、現役世代の負担能力を考慮した「名目手取り賃金変動率」を基準に算出されました。ここから「マクロ経済スライド」による調整（国民年金▲0.2%、厚生年金▲0.1%）が行われ、最終的な改定率が決定しました。

◆国民年金保険料と国民年金保険料前納額

国民年金保険料は名目賃金の変動に応じて毎年度改定されており、令和8年度および

令和9年度の額は以下の通りです。

【実際の保険料額（月額）】

・令和8年度：17,920円（+410円）

・令和9年度：18,290円（+370円）

【令和8年度 保険料前納額】

・6か月前納の場合：106,300円（口座振替）、106,650円（現金納付）

・1年前納の場合：210,530円（口座振替）、211,220円（現金納付）

・2年前納の場合：417,150円（口座振替）、418,510円（現金納付）

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」が公開されました

◆「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」とは？

厚生労働省は1月、「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」を公開しました。このツールは、利用する従業員（「ママの場合」、「パパの場合」に分かれている）の情報を入力することによって、出産時や育児休業中に受け取れる給付金などの額が簡単に試算できるというものです。

入力する項目は以下のとおりです。

- ・子どもの誕生日（子どもが生まれる前は出産予定日）
- ・生まれる（た）子どもの人数
- ・勤務地
- ・給与形態
- ・休業開始前の給与月額
- ・出生後休業支援給付金の申請の有無

◆何が試算できるの？

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」では、以下の金額を試算することができます。

- ・ 出産手当金
- ・ 出産育児一時金
- ・ 育児休業給付金
- ・ 出生後休業支援給付金
- ・ 社会保険料免除額

「結果を表示する」をクリックすると、それぞれの支給額が算出されます。また、月ごとの支給額（見込み）、給付額、社会保険料免除額、計算根拠等も表示されます。

◆利用の注意点

このツールの計算結果については、あくまで目安であり、実際の給付額を保証するものではありません。また、各制度の要件（被保険者資格、勤務状況、休業期間など）を満たさない場合は支給の対象になりません。

実際に制度を利用するためには、勤務先や健康保険組合、ハローワークなどでの手続きが必要です。詳細な制度内容や申請方法については、厚生労働省や協会けんぽ等のホームページを確認してください。

【参考】

産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール

<https://shussan.ikukyu-simu.mhlw.go.jp/>

障害者雇用納付金 対象拡大の動きと企業の対応

障害者の法定雇用率を下回った企業に課される納付金（不足する人数に応じて1人当たり月5万円）の対象について、現在は免除されている常用労働者数100人以下の中小企業にも拡大すべき、との意見が盛り込まれた報告書が、2月6日に公表されました。早ければ令和9年の通常国会での障害者雇用促進法等の改正を目指すと報道されています。

◆企業の対応

上記報告書には、100人以下の企業への納付金対象拡大に肯定的な意見があった一方で、「障害者雇用相談援助事業等を通じた十分な

支援等により、中小企業における障害者雇用の進展を確認した後に、改めて検討すべき」との意見があったことも示されました。

障害者雇用相談援助事業では、労働局の認定事業者から、障害者の一連の雇用管理に関する相談援助を無料で受けることができます（原則1年を限度）。

雇用継続に関しては、地域障害者職業センターの「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援」といった公的支援もあります。

新たに障害者雇用に取り組む企業では、こうした支援を活用しながら具体的な雇用を検討するとよいでしょう。

◆助成金の活用も

障害者雇用では、助成金も大きく分けて（1）障害者の雇入れ等を支援するもの、（2）障害者が働き続けられるよう支援するもの、（3）障害者雇用の相談援助を行う事業者に対するもの、があります。例えば（1）では、試用期間中に職場への適応状況を確認してから本格雇用へ移行することができるトライアル雇用助成金があります。

なお、助成金の支給要件や助成額等は頻繁に変更されるため、活用にあたっては最新情報の確認が必要です。

3月の税務と労務の手続提出期限

【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

16日

- 所得税の確定申告期限 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]